

経営相談 Q & A

改正承継円滑化法の概要

Q

当社は小売業を営む中小企業です。代表取締役の在任期間が長く、高齢になってきたので、そろそろ後継者に事業を承継したいと考えています。

政府においても中小企業の事業承継を円滑化するための措置が様々に取られていると聞きますが、概要を教えてください。

A

企業にとって事業の存続は必要不可欠ですが、代表者の高齢化に伴い事業承継が大きな経営課題となっている企業は少なくありません。

しかし事業承継を進める際、「遺留分」という相続人に与えられた権利が大きな制約となり、円滑な事業承継が進まないケースがありました。そこで政府は、事業承継を円滑に進めるため、承継円滑化法を平成20年10月に施行し、円滑な事業承継をサポートしてきました。

今般、更なる事業承継を進めるため、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（承継円滑化法）」が平成28年4月1日に施行されました。以下に改正された内容を記載します。

1. 法律の背景・目的

事業承継の形態が多様化し、20年前は9割を占めていた親族内の承継が近年は減少し、逆に親族外の承継が約4割と増加傾向となっています。また国は、中小企業基本法等で掲げられた「事業承継の円滑化」を促進し、中小企業・小規模事業者の持続的発展を図る必要があります。

本法律は、こうした状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者の事業承継を円滑化するための措置を講じ、中小企業・小規模事業者の持続的発展を図ることを目的としています。

2. 法律の概要

本法律は、事業承継の円滑化を図るため、経営承継円滑化法における遺留分特例制度の対象を親族外へ拡充することや中小企業基盤整備機構による事業承継サポート機能の強化、そして同法律改正に伴い、小規模企業共済制度における親族内承継等の共済金引上げ等の措置を講じています。

(1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）の一部改正

①遺留分特例制度の対象を親族外へ拡充

現行、対象が親族内の承継に限定されている遺留分特例制度^(※1)について、親族外の承継の際にも適用できるよう、制度を拡充します。

(※1) 遺留分特例制度とは

- 安定した会社経営のためには、後継者への株式集中が必要。
- ただし、後継者以外の遺族には遺留分^(※2)が存在。遺留分の放棄が法的に確定しないと、後継者は後で遺留分相当の株式を請求されるおそれがある。
- 遺留分放棄の確定には、遺留分権利者一人一人が家裁の許可を得ることが必要で手間がかかるため、手続きが進みにくい。

- 後継者が事前に遺留分権利者と合意し、経済

産業大臣の確認を受けることにより、家裁の申請手続きを後継者が単独で行うことが可能となり、家裁の許可を受けて株式の集中が可能になる。

(※2：相続財産は原則として遺言により自由に処分できるが、遺族の生活保障等のため、遺族に留保される相続財産の一定割合(原則法定相続分の2分の1)。

②独立行政法人中小企業基盤整備機構による事業承継サポート機能の強化

事業承継に係る計画的な取り組みを後押しするため、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」)が、経営者、後継者等に対して必要な助言を実施します。

(2) 小規模企業共済法の一部改正

個人事業者や会社等の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う小規模企業共済制度を見直します。(中小機構が実施)

①小規模企業者の事業承継の円滑化

小規模企業者の事業承継の円滑化を図るため、個人事業者が親族内で事業承継した場合や65歳以上の会社役員が退任した場合の共済金支給額を引き上げます。

■個人事業者の親族内における事業承継の円滑化

現行制度では、廃業した場合に最も多額の共済金が支給されますが、個人事業者が親族内で事業承継した場合も、廃業と同様の支給額とします。

月額4万円で20年間納付した場合の支給額

廃業時	1,115万円	⇒ 1,115万円
親族内承継時	968万円	

(改正後)

■会社役員の次世代への交代の円滑化

現行制度は、「65歳以上かつ15年以上加入」

すると、会社役員に在籍したまま高い共済金が支給されます(老齢給付)。65歳以上の会社役員については、納付期間が15年未満であっても退任(疾病・負傷による退任を除く)時の支給額を、老齢給付と同様の高い支給額とします。

月額4万円で10年間納付した場合の支給額

老齢給付	504万円	⇒ (改正後) 65歳以上の場合 504万円
役員退任	480万円	

②小規模企業者の経営状況に応じた掛金の柔軟化

現行制度では、経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除き、毎月支払う掛け金の減額は認められませんでした。改正では、制度の利便性向上を図るため、掛金の変更を柔軟にします。

(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(中小機構法)の一部改正

①中小機構による事業承継サポート機能の強化

(再掲)

②中小機構による「申込金」に係る金融機関への委託業務の廃止

共済加入時の「申込金」を手続き面の簡素化の観点から廃止します。これにより、加入申込時に申込金(現金)が不要になりました。

3. おわりに

今回の改正により事業承継がより円滑に進むことが期待されます。なお中小企業庁では、事業承継に関する詳細な内容が記された「中小企業事業承継ハンドブック～これだけは知っておきたいポイント29問29答～」(平成23年11月)をホームページ上で公開していますので、事業承継を検討する際の参考にしてください。

(丸尾尚史)